

昭和四〇年四月十五日第三種郵便物認可
（但休日は翌日）

鳥取県公報

- ◇訓令　鳥取県職員衛生管理規程の一部改正
- 告示　立木の皆伐による伐採について伐採許可申請書を提出することができる期日
- 土地改良区の役員の退任の届出
- 土地の公用廃止
- ピロプラズマ病検査等の実施

目次

次

令第七号)の一部を次のよう改訂する。

昭和三十七年八月二十八日

鳥取県知事　石破二朗

第二条第二号中「課長」、「」を「課長、局長及び所長並びに」に改め、同条第三号中「要休養者」を「要療養者」に、「休養」を「療養」に改める。

第五条第五項に次のただし書を加える。
ただし、県外の機関にあつては、その所長が適當と認めめた保健所又は医療機関に委託するものとする。

第八条第一項中「衛生管理者」の下に「(県外の機関にあつては、所長。以下この条において同じ。)」を加え、同条同項及び同条第二項中「要休養該當者」を「要療養該當者」に改める。

第九条中「要休養者」を「要療養者」に改める。
第十二条、第十三条及び第十四条中「休養者」を「要療養者」に改める。

第二十条第三項を次のように改める。

鳥取県職員衛生管理規程(昭和二十八年五月、鳥取県訓)

本府内部門局
甲類附屬機関
地方機関

鳥取県訓令第五号

訓令

3 結核診査会の委員は十人とし、八人は別表第一に定

める医師である衛生管理者をもつてあって、二人は知事

が学識経験者のうちから任命する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

衛生管理者配置表

区分	機関別	衛生管理者である者		衛生管理者でない者	
		一人	三人	一人	三人
本	・	一	三	一	三
・	・	一	三	一	三
鳥取土木出張所					
倉吉土木出張所					
米子土木出張所					
鳥取保健所					
郡家保健所					
浜村保健所					
倉吉保健所					
米子保健所					
根雨保健所					
中央病院					
計		八	八	二	
米子保健所					
根雨保健所					
中央病院					
計		八	八	二	

別表第二を次のように改める。

別表第二

衛生管理者担当区分表

担 当 機 閣 名	担 当 者
鳥取市、岩美郡設置機関全部	鳥取保健所衛生管理者
八頭郡設置機関全部	郡家保健所衛生管理者
氣高郡設置機関全部	鳥取保健所衛生管理者
倉吉市、東伯郡設置機関全部	倉吉保健所衛生管理者
米子市、境港市、西伯郡設置機関全部	米子保健所衛生管理者
日野郡設置機関全部	根雨保健所衛生管理者
県外設置機関全部	本 勤 行衛生管理者

別表第三を次のように改める。

別表第三

結核性患者の指定区分の基準及び指定区分に応ずる措置

要 注意 C	要 注意 B	要 注意 A	指 定 区 分		指 定 区 分 に 応 す る 措 置
			指 定 区 分	基 准	
一 ツベルクリン反応自然陽転後一年以内の者	一 既往症を有する者又は病状回復した者のうち、病状進行の傾向が認められ、正常の軽減勤務により病巣の増悪のおそれがある者	一 既往症を有する者又は病状回復した者のうち、病巣治癒の傾向が認められ、正常の軽減勤務により病巣の増悪のおそれが少ないと認められる者	一 二	開放性病巣を認められる者と認められる者	一 痘瘍を禁止する。 二 就業上必要な事項について指示する。
二 病変はあるが症状固定の状態にある者	二 症状の程度に応じて一日の勤務時間を短縮し又は勤務場所若しくは職務の変更を行ふ等勤務を軽減する。 三 診査会の意見により医師である衛生管理者の検診並びに指導を受けさせる。	二 症状の程度に応じて一日の勤務時間を短縮し又は勤務場所若しくは職務の変更を行ふ等勤務を軽減する。 三 診査会の意見により医師である衛生管理者の検診並びに指導を受けさせる。	二 三	出張、夜間勤務、休日勤務及び宿直勤務を禁ずる。 出張、夜間勤務、超過勤務、休日勤務及び宿直勤務を禁ずる。	一 出張、夜間勤務、休日勤務及び宿直勤務を禁ずる。 二 出張、夜間勤務、超過勤務、休日勤務及び宿直勤務を禁ずる。 三 超過勤務は、一日について二時間一週間にについて六時間をこえない範囲とし、一日について二回以上を禁ずる。 四 超過勤務は、一日について二時間一週間にについて六時間を超える場合、一日について二回以上を禁ずる。
附 則	一 勤務につき、別段制限を加えない。 二 勤務につき、別段制限を加えない。	一 勤務につき、別段制限を加えない。 二 勤務につき、別段制限を加えない。	一 勤務につき、別段制限を加えない。 二 勤務につき、別段制限を加えない。	一 勤務につき、別段制限を加えない。 二 勤務につき、別段制限を加えない。	一 勤務につき、別段制限を加えない。 二 勤務につき、別段制限を加えない。

告 示

鳥取県告示第四百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条

条第十項の規定により、日光村西成土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十項の規定により告示する。

昭和三十七年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 妹尾 輝司 日野郡江府町吉原三八一

〃 小沢 勝穂 一、三八二

〃 奥田 啓治 八二五

〃 田中 清治 八一九

〃 妹尾 平次 吉原 一、三四八

〃 太田 忠善 一、三五〇

〃 奥田 吉重 八二六

任期満了に伴ない昭和三十七年三月二十日退任

鳥取県告示第四百七十三号

昭和三十七年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条
条第十項の規定により、日光村西成土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十項の規定により告示する。

立木の皆伐による伐採について伐採許可申請書を提出することができる期日は、森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第一項及び第二項の規定に基づき、伐採年度ごとに、その前伐採年度の二月一日並びに当該伐採年度の六月一日、九月一日及び十二月一日(これらの日が日曜日に当たるときは、その翌日)に行なう保安林又は保安施設地区内の森林の立木の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度を公表した日から起算して三十日を経過した日であることを告示する。

昭和三十七年八月二十八日

鳥取県公報 第3355号

01041

(第3種郵便物)
(認)

5 昭和37年8月28日 火曜日 鳥取県公報 第3355号

01040

(第3種郵便物)
(認)

4

鳥取県告示第四百七十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)附則第五項の規定により保安林又は保安施設地区内の森林でこれに係る指定施業要件が定められていないものの立木の皆伐による伐採について伐採許可申請書を提出する

ことができる期日は、森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第一項及び第二項の規定に基づき、伐採年度ごとに、その前伐採年度の二月一日並びに当該伐採年度の六月一日、九月一日及び十二月一日(これらの日が日曜日に当たるときは、その翌日)に行なう保安林又は保安施設地区内の森林の立木の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度を公表した日から起算して三十日を経過した日であることを告示する。

昭和三十七年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条
条第十項の規定により大村東今在家土地改良区から、次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 村上想太郎 鳥取市大村一八番地一

〃 坂下 広幸 四番地

〃 川島 克己 一二一番地

〃 太田 実治 一〇番地

〃 安藤 光吉 一三番地

〃 山本 正幸 二三番地

〃 尾坂 万吉 一五番地

〃 内田 稲吉 東今在家二三九番地

〃 尾田 秀穂 二四七番地

〃 石海 正則 二八一番地

〃 中村英太郎 一三八番地

〃 監事 土井 義則 二四番地

〃 稲田 刚 二四番地

監事 土井 義則 二四番地
〃 田中 実 一二四番地
〃 太田 忠善 一三一番地
〃 有本 貞雄 東今在家一五四番地
就任した役員の氏名及び住所

理事 坂下 広幸 鳥取市大村四番地

〃 土井 雄男 二六番地

〃 川島 克己 一一一一番地

〃 村上想太郎 一三八番地

〃 田中 実 一二四番地

〃 奥田梅太郎 二八番地

〃 尾田 秀穂 東今在家二四七番地

〃 佐々木 一幸 一七五番地

〃 石海 正則 一八一一番地

〃 谷田勇次郎 大村一八六番地

〃 監事 土井 義則 二四番地

〃 稲田 刚 三七番地

五月	赤穂町	安田	浦安	成美	以西	四日	大栄町	東伯町	高城	北谷	上小鴨	下小鴨	矢送	山守	小鹿	旭	三朝	三徳	山守	三十日	関金町	倉吉市	三十一日	二十九日	二十八日	九月	一日	二日	三日

太田 忠善 // 一三一番地
津村源太郎 // 東今在家一四九番地
昭和三十六年四月三十日通常総代会において総選挙の結果当選、同日就任、任期二年
止した。

鳥取県告示第四百七十四号

次の土地は、昭和三十七年八月二十八日から公用を廢止した。

昭和三十七年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

番先 気高郡気高町大字浜村字向田五 農道敷 六五坪

九合四勾

鳥取県告示第四百七十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査、肝てつ検査並びにダニ、肝てつ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に

てビロプラズマ病検査、肝てつ検査並びにダニ、肝てつ

駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年

法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に

別表

実施期日

実施区域

実施場所

八月二十七日

三朝町

竹田家畜検査場

ダニ駆除……B、H、C撒布

肝てつ駆除……ピチノール製剤投与

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

ピロプラズマ病検査……血液塗沫検査

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

ダニ駆除……B、H、C撒布

肝てつ駆除……ピチノール製剤投与